

第五十八回 参議院地方行政委員会會議録第十一号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)
午前十時五十五分開会

委員の異動

四月十六日

小林 武君

補欠選任
加瀬 完君

四月十七日

小柳 牧衛君

補欠選任
赤間 文三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

津島 文治君

船田 謙君

吉武 恵市君

鈴木 壽君

原田 立君

高橋文五郎君

仲原 善一君

林田 正治君

松澤 兼人君

辻 武寿君

政府委員

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

消防庁総務課長

山田 滋君

鈴木 武君

本日の会議に付した案件

○消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(津島文治君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○原田立君 おもに最初、消防力の強化という意味で、財政的な面から入って、それで、その法案の内容に入っていく、こんなふうな考え方、この新聞にも、貧弱な消防力というふうなことで、これはおもに温泉地の消防力のことを評価していることばでありますけれども、貧弱な消防力というふうなことで痛烈な意見が出ておりました。これは何も温泉地ばかりでなしに、大都市においても、中都市においても、消防力の低い点、弱い点、大きな課題になっているわけでありまして、そういう面でもっとも強化していかなければいけない。それで、それには財政的な力をつける必要が十分あるのじゃないかというふうなことで進めていきたいと思いますのであります。

地方交付税における消防費は、市町村分については人口を測定単位としており、四十二年度の単位費用は六百五十七円に對し、四十三年度は七百九十円と、こんなふうに予定していると聞きまして、相当大幅に伸びており、たいへんびっくりなことだと思ふのですが、そこら辺の事情を御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐久間強君) 前々から本委員会でも

御激励をいただいております。私も、この先生方の御期待に沿ひ得るよう努力をいたしたいと思ふところで、四十二年も四十三年度も引き続きまいりました。ただいま御指摘の四十三年度におきましては、ただいま御指摘のございましたように、全体として一段と消防力の充実をはかるための財源措置を進めさせたい、というふうな心組で私も微力を尽くしたわけでございます。ただいまお話しございましたように、地方財政上の措置をいたしまして、四十二年度から四十三年度にかけて、単位費用が約百三十三円増額を見ただけでございます。これだけの増額を見ただけでございます。過去におきましては実はなかつたことでございます。その結果、基準財政需要額にいたしましては一千四百億圓余ということになりました。四十二年度が七百八十六億圓余でございましたが、市町村の消防費が一億をこす、こういうふうなことになるわけでございます。従来、市町村におきましては、これも前国会で先生から御指摘もございましたが、市町村によりまして、基準財政需要額に見込んだものをそのまま予算化してないところもあつたわけでございます。この点も指導の上に努力をいたしてまいっておりますが、せっかく基準財政需要額も相当大幅に増額を見ることがいたしたわけでございます。今後はこれを市町村の段階で実現をいたしますように、市町村の予算化につきましてさらに指導をしてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○原田立君 そのおもな要因は給与費の改定にあると思ふんですが、単位費用の積算基礎について、四十三年度消防費の内容及び四十二年と比較すると、どういふふうな点が変更になつてゐるのか、その点はどうですか。

○政府委員(佐久間強君) これはいろいろござい

ますが、一つは人員の増加でございます。この人員の増加は、科学消防施設の整備に伴います。これは化学車、はしご車、消防艇、ヘリコプター等、今回国の補助金を計上したわけでございますが、それに見合つて地方で所要の人員の増加があるわけでございます。これを四百四十三人見込んでおります。それから救急業務を今回人口一従来五万を基準といたしておりましたのを、人口四万に拡張することにしたいたしましたので、その関係で増員が三百八十五人、なお、これらの人員を見込んでおりましたが、それが実情に即しまして是正を要する点もございましたので、それらのものも合わせまして大体五千七百九人というものを財政計画上は見込むことにいたしました。消防団員の処遇改善の関係でございますが、これは一回の出動手当が従来四百二十円といたしておりましたものを、今回五百円に増額することにしたしております。それから消防団員の退職報償金でございますが、これを若干引き上げることといたしております。たとえば十五年で三万円とありましたものを三万五千円にするというふうなことでございます。それから消防団員の被服費でございますが、これを前年より六百円引き上げることといたしております。以上のようないことがおもな内容でございます。

○原田立君 四十二年度の消防法の改正の際、決算と基準財政需要額との比較についてお聞きしたところ、四十年では、決算は基準財政需要額に比べ一〇八%くらいである、こういうふうな御説明があつたのですが、これは市町村の消防費についての説明であつたと思ふのですが、決算には補助金とか起債なども含まれてゐるので、一般財源と比較すると、どういふことになるのですか。

○政府委員(佐久間重君) これは四十一年度について申し上げます、基準財政需要額が六百九十二億四千五百万でございますが、これから一般財源としての消防費の比較のために退職手当及び恩給費を除いてまいりますと、六百六十六億九千九百万になります。これに對しまして決算額でございますが、これが六百五十四億五千七百万円でございますが、これにさらに消防関係の公債費を加えますと、六百八十六億四千七百万になります。これを、その割合を見ますと一〇二・九％と、こういうふうな数字になっております。

○原田立君 公債費まで入れて六百八十六億四千七百万で一〇二％ということですが、公債費も必要かどうか、消防力の強化というふうな意味で、基準財政需要額と消防の決算との差をこの前開いておりましたのですが、しかし、やはり公債費なんかは一応抜いて考えるべきではないでしょうか。そうすると、どういうことになるんですか。いま御説明あったの、何％になるんですか、一〇〇％以下になるんじゃないですか。

○政府委員(佐久間重君) 公債費はしかし、消防施設を充実いたしますための起債の元利償還額でございますから、これは消防関係の経費としてこれに加えて比較するのが適当であらうと、かように思っております。

○鈴木壽君 ちょっと関連して。いまの原田さんからのお尋ねに對してお答えになったことの中で、一つお聞きしますが、いろいろ交付税の算定で増額になった点についての御説明の中に、訓練出動手当が現行四百二十円のもの、四十三年度から五百円になった、こういうお話、これによつての増もいまの消防費の算定の増にあけておられますが、確かにそれは四百二十円のもの五百円になりましたが、一方、ここで四十三年度では、従来の訓練出動手当の算定でとっておりまして、人員の面で、いままでと違ったやり方をしておりますね。というのは、四百二十円、それに標準団体で団員の数を四百三人の九回と定めております。それを、九回の出動に對して四百二十円ずつ

と、こういうふうになっていましたね、現行は。それが、今度は五百円の三千二百人分と、こうなりますと、この三千二百人はどこから来たかというところをちょっと聞かなくてはならぬと思うのです。四百三人の九回で、三千六百二十七人ですね。それが今度三千二百人になって、四百二十七人減らされておられます。これは一体どういうことなのか。一人当たりの単価は八十円の増になつてはもろろんおられますが、それはそれでけっこうですが、人数のほうで今度は逆にいままでと引かれておられる。しかも、いままでの計算は、繰り返して申し上げます、四百三人の九回の出動、こういうふうな見込み方をしておつたものが、まあ込みにして三千二百人、こういうふうになつておられますから、そこら辺ですね、どうでしょう、ちょっと御説明を。

○政府委員(佐久間重君) 今回の交付税の算定の基礎につきましては、全体として実情に合わせては正をする、こういうことで、人数の少ないものは人数を多くするといふようなことを一方やつたわけでございますが、出動手当の件につきましては、実際の調査の結果によりますと、大体八回ちょっと、まあ弱ぐらいのことになりましたので、単価を引き上げると同時に、その回数は実情に合わせて大体八回程度ということにいたしましたわけでございます。

○鈴木壽君 そうしますと、実情からしますと、平均八回にちょっと切れる、未満というふうな七・幾らというふうになるということからだと。ただ、こういう、たとえば交付税の計算なんかの算定に用いる数字からのいままでの扱い方からしますと、ちょっとふしぎに感じるわけですね、私は。実情はそうかもしれない。しかし、他のところでもいろいろやっておられるのは、やはり標準団体における四百三人というものを基準にして、そして、その実際の配分の場合には、これにいろいろ補正とかなんか加わりますから、そういう形でいままでやってきておられるのを、ここで実績はこうだからというので、それを縮めたかっこうにひよつ

こり出してくるのはちょっとおかしいじゃないか。いままでの取り扱いといいますか、こういう基礎になる数の扱い方からしますと、ちょっとおかしいんじゃないかと思うんですが、これで足りるとか足りないとかという問題は別にしてですよ。もし実数でやるとするならば、これはほかのほうの、何といひますか、その他のいろいろな消防団員一人当たり云々という、こういうものにももつとじゃあ考えなければいけないことが出てきますわね。だから実数との乖離、差を縮めるといふ意図はあつたのだらうと思ふし、それも一つの筋だと思ひますが、交付税でやっておられるのはそういうことでなくて、実態に近づけるためには、別に補正なりそういうもので従来やつていますから、私は、そこらあたりからしますと、ここで変なかつたやうでね。ですから、實際問題として、四十二年で四百二十円かける九回かける四百三人で百五十二万三千三百四十円、今度五百円になつたと言つても、人数を減らされたために、総額は百六十万円にしかなりません。わずかに七万六千六百六十円ですか、わずかしがふえていませんね。何かそういうこと、頭を押さえるためにこういうふうにはやつたんだではないかという気がするんだが、まあ、そこまではともかく、やり方として、全体の交付税の算定のやり方としては、ちょっと変わったやり方をしておるので、私はふしぎに思つて聞いてみたのですが、ちょっとおかしくありませんか、これは。

○説明員(山田滋君) お話のございましたように、この出動手当につきましては、標準団体の一応標準的なたてまえといひますか、考え方をこういふかっこうで従来やつてまいつたわけでございますが、ただ、この四十二年度におきます四百三人の九回という数字につきましても、従来いろいろ、数年前から人数も同じ据置きでございまして、[回数]は二年ほど前からこういふかっこうになつておられるわけでございます。実は、お話のやうに、標準団体においてはたしてこれで適當であるかどうかという点につきましては、特に自治省の

中で、内部でもいろいろ検討いたしました。実態は、先ほど長官が申し上げたやうなかつたやうになつておられて、それをどういふかっこうであらわすかというので、いろいろ議論があつたのでございまして、まあ四百三人という数字につきましても、先生御存じだらうと思ひますが、町村なりあるいは市の規模によりまして相當な、しかも、実態がまちまちでございます。団員が非常に多いところと、それから同じく九回の十段階の市におきましても、消防団員が非常に、千人以上あるところもありまして、あるいはまた、整理いたしまして、百人から二百人ぐらいのところもございまして、それらの、何といひますか、標準的なかつたやうで、従来ある程度財政的に積算するために四百三人という数字を出しているわけでございます。これがたして現実と適當するかどうかといふのは今後の課題でございまして、とりあへず、四十三年度におきましては、それを、とにかくその四百三人という数字にこだわらずに、むしろ全体、延べ何人というかっこうに引き直したほうがかえつて適當じゃないかというので、特に財政局のほうから強い意見がございました。回数から申しますと、結果的には一回減つたかっこうになります。しかし、私どもの政策的な気持ちとしては、四百二十円を五百円に上げるといふところにむしろ重点を置きまして、現実の姿が、これは私も実は努力が足らなかつたのでございまして、各市町村で条例によつて、交付税では四百二十円見ておられますけれども、二百円ぐらいのところもございまして、相当下回つておられるのでございまして。それをむしろ引き上げよう、交付税では少なくともこういふたかっこうで積極的に進んでいくというところを示しまして、そうしてトータルは若干これは、あまり消防庁としては十分と思つておられます。もつと伸ばさなければならぬと思つておられます。おられますけれども、まあ、こういうかっこうではつきり方向を示したほうがいいのじゃないかということで、かようにいたしましたわけでございます。先生御指摘のやうな、たてまえと

いいですか、たて方といいますが、こういう点は今後さらに検討を続けていきたい、かように思っております。

○鈴木壽君 関連ですからもうありますが、それからもう一つは、むしろ交付税のあり方の問題というよりも、交付税の算定問題ですから、交付税の問題だと思えますし、ここではあまりやかましいことは言いたくありませんから。ただ、四百三人が妥当か妥当でないかということ、これはお話のように、私、従来から指摘しております。もつと補正で、もし四百三人ということをお動かさないなら、補正でその実態に合うようにやれということをしばしば言っているのですから、そういう問題ももちろんあります。あります。ただ、交付税のいわゆる算定の方法の中にこういうかっこうで出てくるのはちょっと例がありませんし、話し合いの中でやっているのだから、そのころの考え方は一体どうなのかということをお聞きしたわけです。

私は、端的に結論だけ申し上げて、お答えは要りませんが、八回なら、四百二十四かける八回かける四百三人、こういうことで一つの算定のルールとしてやっておいてよかつたのじゃないか、こういうふうに思ふんです。それから、実態に近づけるかなんとかいう意図はわかりますけれども、そうなりますと、いろんなところに波及してくるところがたかさんあると思えますから、そういう意味で一つの、まあ、こういうやり方が正しいか、いまいことを前提に言っているんじゃないか、いまのたてまえがそうだから、やはりそういうふうにしておくべきじゃないだろうかということから、ちょっと問題だと思ふたんですからやりました。その点についてはよろしくごさいませ。

○原田立君 いまの一〇二%の御説明ですけれども、四十一年度の基準財政需要額は六百九十二億四千五百万円である。それに公債費を含めると六百八十六億四千七百万円であるというふうなお話でありましたが、この一〇二%というのは、こ

れのかけ合をして出た数字ではないのじゃないでしょうか。

○政府委員(佐久間重君) 六百九十二億四千五百万円の中から、これはこまかい話になりますが、退職手当と恩給費というものを引いた額、それが六百六十六億九千九百万になるわけでごさいませ。それが、それと先ほど申し上げました額と比較いたしたものでございませ。

○原田立君 そすると、四十二年度も基準財政需要額、そのとおりものを各消防に使ったというところで、消防力を強化する意味でもその点はいんだ、こういうふうなお考えですね。

○政府委員(佐久間重君) これは平均した数字で申し上げてありますので、個々の市町村について見ますというところ、基準財政需要額を相当上回っておりますものもございませ。下回っておりますものもございませるので、下回っておりますものにつきましては、私どもとしては、さらにひとつを督促をしていきたい、かように思っております。

○原田立君 上回っているのと下回っているのと、これの差が激しいのじゃないでしょうか、こう思ふのですが、その実態はどうですか。

○政府委員(佐久間重君) いま手元に個々の市町村についての資料は持ち合わせておりませんが、御指摘のように、相当幅があるように聞いています。

○原田立君 そうなると、長官、総ワクではとんとんにいったとしても、やっぱり中身のほうは問題だと思ふのです。プラスのほうはいいとしても、マイナスのところがあるというの、これは問題じゃないでしょうか。それで消防白書ですか、あれをちょっと見ましたら、四%くらい使っているのもあれば、いはいはうです。二%くらいもある。四%と二%、数字では二と四でたいしたことはないけれども、はじき出される金額というの、相当大きな差になってくると思う。ですから、むしろ、もつと消防力を強化する意味において、プラスのほうはどのくらい、マイナスのほうはどのくらい、マイナスのところに対して

は、もつと強力な指導をしなければいけない、こんなものが結論になると思ふのですけれども、これ、また実態はおわかりじゃないですか。

○政府委員(佐久間重君) 個々の市町村につきましても、ある程度はつかんでおります。ただいま現在手元にはございませませんが、それで、先生のおっしゃいますように、多いところは多いとして、少ないところはもつと引き上げるように努力しなければいかぬ、かように思っておりますが、ただ、まだ、その年度におきまして、たとえば、はしご車を購入したとか、あるいは庁舎を建設したとか、非常に特別な支出がありましたときには、したがって、パーセンテージも大きくなったりいたしておりますから、その辺の具体の比較をいたします場合には、事情も考慮してやらなければいかぬと思ひますけれども、総体としては、これは相当消防に力を入れて消防力の充実をはかっておりますところ、相当危険性があるにもかかわらず、それほど努力を払っていないというふうなところも確かにございませるので、その点につきましても、さらに指導を積極的に行うようにいたしたいと思ひます。

○原田立君 こんなことを言つてはどうかと思ふんですが、これは消防力を強化する意味においての一番重要な問題なんです。長官、それから、これだけのことだけでも、どなたか財政当局で、これだけの実態なのか、わかつたら言つてくださいます。

○政府委員(佐久間重君) いま担当の者も手元に資料を持っておりませんで、この次に資料として、多いところ、それから少ないところ、若干の例を出しまして御提出させていただきますと思ひます。

○原田立君 こういう問題は資料提出だけで済ませる問題じゃないです。いまその消防力を強化することを議論しておるんです。その基礎的なものは的確に長官のほうで把握しておいてもらわなければならぬと思ふんです。なければいけませんから、この次にまたこの問題は延

ばしたいと思ひますが、いずれにしても、去年の七月四日に当委員会で行なつたときも、長官はたいへんそういう点について努力をなさつて、初めてではあるけれども、基準財政需要額を上回つたというふうなことを当委員会に報告いたしました。その点はいへん喜びとしておたわけですけれども、去年、前回のときには一〇八%であつたものが、ことしはまたぐと引き下がった、また今年、四十三年度も引き下がるんじゃないかという心配も多分に懸念するわけなんです。そういうことがあつてはならない。そこで、個々のことについては、この次に譲るといたしまして、この点もう少ししっかりとしてもらいたいと思ふんです。

それから一般会計債における消防の起債は、昭和四十三年度も七億四千万くらい聞いておりますが、一般単独事業債に含まれておると思ひますが、これは昨年と同じ額で、起債の増額に努力したいという長官の答弁と異なるように思ふんですが、この点はどうか。

○政府委員(佐久間重君) 実は政府債の一般単独債でございませが、昨年初めて七億を計上することになったわけですが、ただ、これは単独債の中で七億を消防施設の関係に充当するという財政局との間の取りきめと申しますか、ございまして、ワクそのものを消防事業債というふうに別ワクにいたしたわけはございませ。そこで、現実には市町村におきまして、単独債で消防施設の申し出が出てきません。自治省の財政局のほうで詮議のしようがないわけですが、実は私は私どもの指導も足らなかつた点があると思ひます。それけれども、財政局のほうに出てまいりましたのは二億くらいであつたのでございませ。その原因をいろいろ聞いてみますと、どうも市町村長さんのほうで、消防関係者のほうからこれはひとつ単独債でやりたいというふうな申し出がありまして、消防は損保債があるからそれでやれ、単独債はひとつほかの事業に回したいのだ、こういうふうなことで押えてしまつたというふう

なケースが相当あるようでございます。そこで、本年度は、前年度の実績がその程度でございます。したので、実は私どもとしては、もつと増額をいたしたかったのでございますが、いろいろ大蔵省や財政局とも折衝をいたしました結果、その後の実績がそうだから、本年度はワクとしては前年と同じ七億と、こういうようなことで、しかし、ほかに繰越債を一億増額することにして、政府債としては八億、こういうような話し合いになったわけでございます。そこで、本年度はひとつ各市町村が十分これを活用してくれるようにということにつきましてさらに指導をしていきたい、かように存じておるところでございます。

○原田立君 いろいろな事情があらうらうと思ひますが、この前の長官の御答弁では、「四十二年度は、自治省といたしまして七億円だけ政府債を単独債の中に見込むということにいたしましたのでございます。私は、これをさらに明年度は増額をするように努力いたしたいと思つております。」「今後いまの七億をさらに増額して、せめて二けたに早くいたしまして、ひとつ別ワクにしてもらうように、これは省内のことでありまして、財政局とも話をしたい、」こういうお話であつた。たいへん強い御発言が當時あつたと思うのですが、残念ながら二けたにかなかつたのだらうと思うのですけれども、これはやはり問題じゃないでしょうか。○政府委員(佐久間彌君) その点は御指摘のとおり、たいへん努力が実を結びませんが、私も残念に思つておるわけでございますが、実は私どもももうかつといへばやつてあつたかも知れませんが、それだけのものを見込んでおるということにいたしますれば、市町村のほうからそれに対応した姿勢が出てくるものと期待しておつたわけでございますが、現実には、先ほど申し上げましたような事情で、市町村から申請する段階で押えられてしまつた、こういうような事情がありまして、消化ができませんでした関係で、やはりこの実績をもとにしていろいろ折衝をいたさなければいけませんので、残念ながら、昨年度より一億

ふえたという程度で、私の当初考えておりました二けたまでいきませんでしたことは、まことに残念に思つておるわけでございますが、これはことはひとつ、昨年のようなことがないように、市町村に十分これを活用してもらつたという心組んで現在指導をいたしておりますので、これをまず消化をしてもらつて、その上に明年度は二けたに持つていくように努力をいたしたい、かように思つておるわけでございます。

○原田立君 消防の起債は、ワク外も含めると、四十二年度は幾らになるのですか。
○政府委員(佐久間彌君) 四十二年度は四十四億余でございます。
○原田立君 そのおまな資金の借り入れ先あるいは貸し付け条件等なかはどうですか。
○政府委員(佐久間彌君) そのうち一番額の大きいのは損保債でございます。それが四十二年度は二十一億でございます。それから次が市有物件債でございます。それが十三億余でございます。あと、町村有物件債が四億、共済組合債が四億、こういう状況でございます。
それから貸し付けの条件でございますが、損保債は従来七分二厘でございましたが、四十二年は度から七分に利息を引き下げることになりましたが、償還期限は七年でございます。それから市有物件は六分三厘、償還期限は五年以内、町村有物件は六分三厘で五年、共済資金は七分二厘で十年でございます。

○原田立君 この補助金のついたものには起債は認めないということもあるでしょうけれども、充当率はどうですか。
○政府委員(佐久間彌君) ものによつていろいろございまして、総体として見ますと、大体充当率六割くらいかと思ひます。なお、補助金のついたものは起債を認めないということではございせん、科学消防施設のように特に早急に政府としても整備してほしいというふうなものにつきましては、補助金のつきましましたものにつきましても起債を認めることにいたしております。

○原田立君 消防の起債について他と比較して十分だと、もうこれ以上ふやす必要はないというふうな見解もあるように聞いておりますけれども、先ほどからの御話では、もつとふやしたい、努力したいというふうな意味のお話もありましたけれども、長官としての御見解はどうなんでしょうか。
○政府委員(佐久間彌君) 私はワクもさらに増額をいたしたいと思ひます。それから貸し付け条件でございますが、損保債の利率もさらに引き下げようという努力をいたしたい。昨年は二厘引き下げたわけでございますが、できますれば、やはり政府債と同じくらいのことまで引き下げるようにしてほしいというところを現在も損保協会に申し入れましていろいろ折衝をいたしておるところでございます。

○原田立君 先ほど、市の提出段階まで至らずに、申し込みが、希望が約二億くらいあつたということですが、そのところをもう少し詳しく。
○政府委員(佐久間彌君) この七億というものが一般単独事業債の中に含まれるわけでございますが、それから、市町村といたしましては、消防関係のものよりもつと優先的にはかの事業にこの単独債を使いたい、こういうような希望がありまして、それが申請されてきました場合におきましては、これが別ワクで、いわばひもつきみたいなやつ、これになつていくわけじゃない、皆さんので、それを私どもとして、消防のほうに回さなければいかぬと言つて変更させるといふようなことができない、こういう事情であつたわけでございます。

○原田立君 二億円しか希望がなかつたということですか、そうですね。
○政府委員(佐久間彌君) 自治省のほうに申請が出ましたのは二億程度でございました。
○原田立君 累積起債現在高は、いまだどのくらいですか、消防のほうは。
○政府委員(佐久間彌君) いま調べてお答えいたします。
○原田立君 わかつたら言つてもらうとして、消

防本部及び消防署というのは、いろいろ法律によつて責務が課せられてゐるわけでありまして、はたして現在のようない体制で十分な責務を遂行できる体制になつてゐるかどうか、これは大きな問題だと思ふのです。長官としてどうですか、この点は。
○政府委員(佐久間彌君) これはまだ今後さらに人的にも、あるいは物的施設の上におきまして、充実をいたさなければならぬ、かように思つております。

○原田立君 その充実しなければいけないということ、私も長官と一致した考え方なんですけれども、一体それはどの場合なんです。この前の委員会のあれによりますと、計画の約六割、六〇%くらいしか現状はないのだ、これではたして責任ある体制で消防力を強固に發揮していくことができるか、これは基本問題なんですけれども、ただ充実していかなければならないという先の話でなしに、現体制において、長官どうですか、ちゃんと責務はもう果たしておられるのだからと思ふのですけれども。
○政府委員(佐久間彌君) 昨年も先生から御質問をいただいたと思つておりますが、消防力の基準と現況を比較いたしますと、最近の取りまとめましたものによりますと、消防ポンプが六二・一%、消防水利が六七・六%というふうな数字に相なつております。

それから消防職員の充足率でございますが、これは年々増員してまいつておりますので、四十年五月現在で四二%でございましたが、四十二年の四月現在におきましては四五%になつております。本年度も、先刻申し上げましたようなことでさらに充員をするという計画にいたしておりますので、もう少しこれが上回つてくることにならうかと思ひます。で、いづれにいたしましても、なおこれから努力をいたさなければならぬわけでございますが、ただ、まあ消防力の基準の立て方そのものにつきましては、これも国会で御指摘もございまして、現在なお検討をいたしております。

るので、まあ必ずしもそれと比較をして六〇%台だから、消防として責務が果たせない、こういうような状態ではないかと思ひますが、現実にも、年々いわゆる大火といふものはもう都市部におきましてはなくなつておひまするし、地方におきまして、非常に少なくなつておひまするわけでございまして、また、一件当たりの焼損面積などを比較してみまして、相当消防力の充実に伴ひまして、そのした成果もあらわれてきておひまするけれども、しかし、まだまだ非常に不十分でございまして、引き続き努力をいたしたいと思ひます。

○原田立君 この、どの市町村にどの程度の消防力があつたかといふことは、消防力の基準に照らして一応わかるわけですが、これは別に、消防署をまず一つ置いたら、消防ポンプ自動車などがあつたところでも最低一台は必要になるのじゃないですか。それで、この一台の自動車には大体七人くらいが必要なる陣容である、場合によつては五人といふこともあるでしょうけれども、基本的には七人といふことだらうと思ひます。あるいは、いろいろな事務を処理する必要があるから、これらを考えると、一つの署をつくと、相当な人員が必要になると思ひます。でも、それで、先ほどのポンプ車は六〇%だと、消防職員は三年間かかつて三割増の四五%だと、これでは、努力はなされておられるだらうと思ひけれども、お寒いのではないでしょうかね。

○政府委員(佐久間) 御指摘のように、私もさう努力をしなければいかぬと、かように思つておひます。

それから消防本部の人員でございしますが、本部署を指定いたしました場合に、一応交付税で想定しておひますのは、職員が二十七、八名くらいを想定いたしておひますが、現実には、二十名程度のもの、あるいはまた、発足当時は二十名を割るというふうなものも從來あつたわけでございますが、本年度から指定いたします際に、二年なり三年なりの計画で交付税で想定しておひる程度のものには充員ができるという見通しのある

ものにつぎまして指定をしますと、また、從來ありましたものでその基準にまで達してないものにつぎましては、早急にやはり基準まで充足できるようにという指導を積極的にやつていこう、こういうふうな方針でおひまするわけでございまして、

○原田立君 全体の数は消防組織一覽表によつてわかるのでございけれども、個々の消防署の陣容といふのは実際にどうですか。いまのお話ですと、二十七、八人が定数ではあるのだけれども、実際には二十人くらいといふのですが、もっとそれよりも小さな消防署ですね、そういうのは非常に多いのじゃないですか、小さいのは。

○政府委員(佐久間) これは非常に多いといふわけじゃないでございまして、まあ毎年三十から四十くらい新しく政令で指定をいたしておひます、その政令で指定をされた当初の段階、時期におきましては、そういうものがかなりあるわけではございまして、数年たちましたものはそういうことはございせん。

○原田立君 まあ、そんな小さなものはないといふはつきりした御答弁だけれども、それはだいいじやうぶですか。そうならば私も心配しないわけですから、消防白書には、個々のやつは載つてないし、総体の人数は載つていますから、大体の見当はつくのでございけれどもね。実際には、もっとさういふ基準に達しないような小さなところも非常に多いのじゃないですか。

○政府委員(佐久間) この消防署の中で、政令で指定をいたす条件を具備いたしませんもので、任意に消防本部署を置いておるところもございまして、そういうところにおきましては、いまの基準を下回つておひるものが、これはまあ、ほとんど全部でございまして、しかし、まあ政令で指定をいたしますときには、先ほども申し上げましたように、いろいろ計画なり実情なり能力なりをよく調査いたした上で、大体これは二、三年のうちに基準に到達できるという見通しのあるものを指定するようにいたしておひまするので、経過的には、お話のようなことはございしますが、数年

年たちました後にはそのようなものはないと、かように思つておひます。

○原田立君 これはちよつとこだわるようですけれどもね。じゃ、はつきりした資料ございまして、あればまた御提出願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐久間) 御提出いたします。

○原田立君 消防本部及び消防署を置かなければならぬ市町村数、それは現在どのようになつておひますか。

○政府委員(佐久間) 四十二年十二月現在におきまして、六百五十六でございまして、それを今回三十七指定をいたしましたので、これがそれぞれ充足されることになりすれば六百九十三といふことになりまして、

○原田立君 昨年六百九十三といふことだけれども、まだそのほかに、もう当然つくらなければならぬようなもの、そういうのはどうですか。

○政府委員(佐久間) これは私も、指定の一応の基準をいたしましては、市街地人口が一万人以上で総人口が約三万人程度のものといふのを一つの基準にいたしておひます。

それから、なお、北陸、東北、北海道の日本海側でございまして、いわゆるフェーン現象地帯といふようなところにおきましては、ただいまの人口要件を若干下回るものも、これを対象にするといふような方針をとつておひまして、大体さういふ条件に達しておひますところ、地元の市町村で相当な熱意を持つて希望をいたしておるといふものにつぎましては、ほとんど指定をいたしておひます。

それから、まあ、そのほか、さういふ条件と別に、いわゆる観光地でございまして、これは国勢調査による人口は非常に少ないものでございまして、御承知のように、相当な観光客が入り込んでおひるわけでございますから、さういふところにつぎましては、特に最近の状況にもかんがみまして、なるべく優先的に指定をしていこうといふような方針をとつておひます。

○原田立君 その六百五十六の内訳を開きたいと思ひますけれども、現在、市は五百六十二あると、そのうち五百八指定になつておひますといふように理解してゐるんですけれども、この五百八は、この三十七、今回新しく指定をふやした場合に幾つになるんですか。

○政府委員(佐久間) 今回指定をいたしたものを加へますと、市で指定になりますものが五百五十四でございまして、あと残り十四でございまして、この十四につぎましては、私もさういふ市である以上は消防本部署を持つていこうになつていくといふこと、かように思つておひます。最近人口がどんどん減少して、なお市でありまして、人口が三万を切つておるといふようなところ、地元におきましては、ますます消防署を持つ必要もないといふような希望があらわれてきていないところもございまして、希望があらわれたところはほとんど今回まで指定をいたしたつもりでございまして、

○政府委員(佐久間彌君) ただいま仰せになりましたように、まさにそのように私も考えておつたわけでございますし、今回は、残つて

る市は全部ひとつ指定をするというふうな心組みでおつたわけでございますが、やはりいろいろ地元の方の事情もございまして、地元の方で受け入れ態勢が固まつておりませんのに、一方的に政令で指定をいたしますことも、これもあまり荒療治過ぎる、かように考えましたので、今回は希望のあるところだけということにいたしましたわけでございますが、方針をいたしましては、先生のおっしゃいましたような方針で、市には、なるべく早く全部消防本部署を置かせるというふうなことでいきたいと思つております。

○原田立君 いま長官、荒療治ということを言つたけれども、これは実際問題、火事もなければ一番けつこうな話なんです、ない段階においてはこんな無用の長物はないと言われるかもしれないけれども、もし、あつた場合にはたいへんな問題になるわけです。それは荒療治でも何でもないので、市のような体面を保つているところからいへば、当然あるのが普通じゃないでしょうか。申し入れがなくても、必要なものは法律によつて義務づけたり、それができるような財政措置を講じたり、そういうようなことをして、大いに推進していく、そういう努力が必要だと思つております。いま私がお聞きしているのは、二つ意味があるのですけれども、それは義務づけるべきじゃないか、そうしたならば、それについての財政措置を国は講ずべきじゃないか、この二つの話で申し上げていのですが、この点はどうかですか。

○政府委員(佐久間彌君) 先ほど申し上げましたように、市につきましては、私も早急にひとつ義務づけるように持つていきたいと思つておりますので、本年一斉に指定ができませんでしたが、これは残念に思いますが、ひとつ明年度はそういうことになりまして努力をしたいと思つております。

それから指定された場合には、交付税でもつてそれ相応の措置をするということは、従来もやつてまいりましたし、今後もその方針でございます。

それから希望のなかったところにつきましては、ひとつ個々にさらに事情を調査をいたしまして、先生の仰せのとおり、私もこのほかから、地元で熱意がない場合もこちらから積極的に進めるような形でこの点は努力をしてみたいと思つております。

○原田立君 さつきから何度もいろいろ言つてい

るわけですが、政令で指定した以上は、消防力の基準に適合するよう消防力を持つよう義務づける、これは当然なことだと思つたけれども、義務づけるのだけれども、実際にはなかなかそこまでよいといつていないというふうなのが実情じゃないかと思つたので、その点のよう

にどういふ計画でいくかということにつきましては、それは厳格に指定の際に検討はいたしていかつたのでございまして、先生のおっしゃいますようなことを私も考えまして、指定をした以上は基準とおりの内容の実力をひとつ持たせるようにしなければいかぬ、そしてまた、法律によつてそれに応じた権限を持つわけでございますから、まあ、そういうふうな考へて、本年度は指定に先立ちまして、個々の市町村に計画を出させまして、そして二年なり三年なりの年次計画で基準とおりのものを用意をするという見通しのありますものだけを指定するというような方針をとつたわけでございまして、その点は御指摘のよう

な考へ方でも今後対処をしてみたいと思つております。

○原田立君 まあ今後二、三年計画を立ててそこまで達するよう指導をしていきたいということですが、政令で指定する場合ですね、中身はこう

いうふうなふりにしろと、あるいは人員はこれだけだと、機械はこれだけだと、その他の施設についてはこうだと、こういうふうな指定の基準要

領というんですかね、そういうのはおありなんですか。

○政府委員(佐久間彌君) それは内規でござい

するが、私もその方針として持つております。

○原田立君 その辺ですね、まあ内規も法律と

同じように効果は発揮するんだらうと思つたけれどもね、内規だなんていうんでなしに、もつとはっきり打ち出すべきじゃないですか。内規ぐら

いにとどめておかないでね、指定した以上は最低これだけのものは備えるべきであるというふう

に、はつきりと義務づけていく、その点はどうですか。

○政府委員(佐久間彌君) その点は私もそんな方

向で考えたいと思つていますが、ただ、法令ではつきり義務づけてしまふということにつきましては、もう少し検討をしなければならぬ点があるん

じゃないか。まあ消防署としての最低規模と申しますが、適正規模と申しますか、それにはどの程度の人員、どの程度の機材を持つてやらなければならぬかということにつきましても、もう少し検討する必要があるんじゃないか。まあ一応の基準をいたしましては、先ほど申しましたように、交付税の算定の上にもございまして、それからまあ消防力の基準としても参考となるものがあるわけではございますが、まあ、それらを考へながら、実際の指導の方針として、都道府県の課長

会議の席等を通じて指導をしておるというのが実情でございます。

○原田立君 もちろん、消防は市町村でしっかりとやるようにというふうに自主的にきまつておるわけですから、それをあんまりおかしうな押しつけがましいことは、これはあつちやならぬと思つけれども、と言つてそれをゆるやかにしていただ

では、消防力の貧弱さということを指摘される。これは、そういうふうな姿勢では後手後手に回つて、日本の消防力は強化されない。それよりもい

ま一歩前進した、市町村の自覚にまつというぐら

いなことはなるかもしれませんけれども、そういうようなところですね、それは強力な指導はなさつておられるんだらうと思つては、お

考えはどうですか。

○政府委員(佐久間彌君) その点、私も同感でござ

います。消防本部署に指定されますという、消防法の規定によりまして、たとえば危険物関係の責任を持つということになるわけでございますから、それに必要な専門の職員も置かなければならぬ、相当な施設も機材も持たなければならぬ、こういうことになるわけでございますから、その点は、従来よりも嚴重に申し

すか、指定の際に相当基準に近い条件が具備される見通しの立たないものについては、軽々に指定をしていくということのないように、まあ指導の上でさらに留意をしてみたいと存じます。

○原田立君 市町村消防費の基準財政需要額は人口制定単位としてありますけれども、人口が少なくて地域が広いようなところ、岩手県みたいなところは、これはただ人口だけでやつたのでは、非常に貧弱な消防力になるんじゃないか。一部には、白書などでもこの問題に触れておりますし、一部では要望もいたしまして、そういう点、どういふふうにいまお考えですか。

○政府委員(佐久間彌君) そういうふうな希望の

ありますことも私も承知はいたしておりま

すけれども、一体それほどの程度の補正を加え

たらいかという必要なデータと申しますか、そう

いうものがまだそろつておりませんので、これは

一つの研究課題といたしたい、かように思つてお

ります。

○原田立君 去年——おとしの白書だったか

な、それでも研究課題と言つては、いまこの

段階でもまだ研究課題ですか。

○政府委員(佐久間) さようでございます。
○原田立君 すいぶん長いじゃないですか。それはもうそろそろめどくらい出してやらなければいけないじゃないですか。委員会用の答弁じゃないに、もう実際のところどうなんですか。

○説明員(山田) 面積要素を算定の基礎に入れるというところは、これは非常に北海道、東北地方等に強い要望がございまして、実は私も内部でも検討をいたしておりますし、それから財政局では特にいろいろデータをとりまして計画の研究をしておりますけれども、私どもは強く要望しておりますが、まだ最終的に確定とした方針が立たない状況でございます。財政局としては、実情が伸びていくという確証がまだ得られない。私もから申しまして、なかなかはっきりとまだ方針を打ち出しかねておる状況であります。そういう点につきましては、特に私どもも、消防力の基準が現在の実情から比べますと、若干手直しを要する点もございまして、そういう消防力の基準の再検討とあわせて、そういう面積の要素を、財政的な裏づけができるようにさらに検討を進めたいと思っております。財政局自身も少し実証的な資料を集めるように、これは努力を怠っていないわけではございません。時間が延びましたけれども、そういう気持ちでやっております。もうしばらくお待ちいただきたい、かように思っております。

○原田立君 これは一時、過密問題、過疎問題等と関連して大きなやりの問題だと思っておりますけれども、いまは過疎的なところに当てはまることだと思っておりますが、じゃ逆に過密都市ですね、過密都市なんかの場合、いわゆる人口急増市町村に対する財政需要に、はたして今日適合しているかどうか。四十三年度と四十二年度と同様な算入のしかたでやっていくのかどうか。いまたいへん人口移動が激しいときでもありますし、そういう人口急増市町村ですね、これに対しては四十三年度

も四十二年度と同じ方針でやるということですか、その点はどうですか。

○政府委員(佐久間) その点も検討はいたしておりますけれども、四十三年度は四十二年度と同様な方針で考えております。

○原田立君 それは、なかなか中身を変えるというところはむずかしい問題だろうと思っておりますけれどもね。そんなちよつと頭のいたい考えで事なかれ主義でやるのはいけないのじゃないですか。文教施設なんかについてはたくさん要望があるわけですから、この消防のほうでは、そういう要望などはほとんどないのですか。

○政府委員(佐久間) 過密地帯全体としての要望というものは、それほど何一つありません。ただ、私どもこれは何とか早急に結論を出さなければいかぬと思っておりますのは、観光地所在の市町村でございまして、その財政需要というものをもう少し特別に見てほしいと、そういう要望はなかなか強く承っておりますし、その点はたまたま検討をいたしておりますのでございまして。

○原田立君 文教関係なんかは、実際に人口がふえる、子供がふえる。校舎をふやしてくれ、何やってくれというふうになかなかたいへんな要望のしかたが強いし、また一面、火事は少なくなつたから要望は少ないというふうなことは、それは当たらないのじゃないでしょうか。過密都市においてこそ、もし火事が発生すれば、これは大事故になっていくことでもありますし、その要望がないというところは、ちよつとあまり合点がいかないのですけれども、そういう点で、要望がないから、じゃ四十三年度も四十二年度と同じようにやること、こういうふうな方針は消防庁としてはきまつておると、こういうことですか。

○政府委員(佐久間) 過密都市の問題は、ひとり消防費だけでございまして、いろいろな行政費につきまして特別な補正の要望が全般的なものとしてはあるわけではございません、そういうものにつきましては、密度補正等で相当考慮も従来からされてきておりますので、総体として見ま

すと、大都市につきましては、消防費につきましても、他と比べて相当な額が計上されておるわけではございますから、特にこの消防についてだけ大都市について特別な補正をしようというふうなことは、私も聞いていないと、かように申し上げたわけではございません。

○原田立君 聞いていないからやらないということですか。そうでなしに、私が言うのは、そういう過密都市の消防こそ、もっと消防庁先頭に立つて意欲的に充実をはかるような、そういう方向に進むべきだと、全体としてはあるけれども、個々についてはないからやめなさいというふうな、こんなふうな御意見に聞こえるわけなんですけれども、それは消極的じゃないですか。

○政府委員(佐久間) 大都市におきまする消防力の充実強化につきましては、特に科学消防力の充実には私どもとしては力を入れてまいっております。そういう点からいたしまして、化学車でございますとか、あるいは海に面したところにつきましては、消防艇でございまして、それからまた、東京都だけでございまして、ヘリコプターも四十三年度には一機追加することになっておりますが、そういういわゆる科学消防力を他の都市と違つて一段と充実をはかっていかなければならぬ、かように考えまして、国の補助金の配分等につきましては、それは十分考慮をいたしておりますが、ただ、一般財源の措置といたしまして、基準財政需

要額の上におきましては、特に消防だけというところなくして、全般的な大都市に対する補正の措置で、相当実情に合うように措置がなされておるようには思っておりますので、特に四十三年度におきまして消防費について特別な配慮はいたさなかつたという次第でございます。

○原田立君 昨年の改正で救急業務の一部を都道府県で行なうということで、いろいろ議論が行なわれたわけでありまして、市町村消防のたてまえから、知事の要請やら都道府県がみずから行なう場合は万やむを得ない場合に限るべきだとい

うことであつたのですが、その後の実施状況等はどうか。

○政府委員(佐久間) その後、各市町村あるいは府県から、高速道路あるいは国道につきまして救急業務をどういうふうなやり方をしているかというところにつきまして、実情を聴取をいたしております。で、各地方団体におきまして、この問題につきまして隣接の市町村と協議会をつくるなどいたしまして、寄り寄り協議が進んでまいっております。たとえば東名高速道路、中央高速道路が一部開通になるわけではございますが、その沿道の地方団体でどういうふうな方式でこの救急業務を実施していくかというふうなことも、だんだんと話し合いが煮詰まつてきている状況でございます。全般的に申しますと、まだ関係地方公共団体におきまして、いろいろと相談をしておる段階でございます。この法律の改正規定によりまして政令指定してほしいというふうな希望は、現在ごくわずかしかなかった来ておりません。そこで、まあ附帯決議の御趣旨もございまして、なるべくくひとつ関係市町村で協力をして処理ができるところは処理をさせるようにということで指導をいたしておりますが、どうしても関係市町村だけでは力が及ばない、やはり府県がやったほうがよいというふうなところにつきましては、適当な機会に政令指定をいたすというところで、現在そういう準備の相談をいたしている段階でございます。

○原田立君 いまの長官のお話の中で、少し申し出があつたというふうなことで、そんな説明があつたと思つては、どことどこなんですか。

○政府委員(佐久間) これもまだ正式な申し出と申しますか、相談的なお話でございますが、たとえば宮城県におきまして二、三カ所、県でやるようにしてみたらどうかというふうな御相談を受けております。それから滋賀県でも県でやるか、あるいは県でやらぬ場合には関係市町村とどんなふうなやり方をしたいらいいだろうかというふうなことで、いま私どもの担当の課のほうに相

きでやっていくという事なことで、ひとつ次官に働いていただきたい、こういうのが私の要望です。

○政府委員(細田吉蔵君) 全くおっしゃるとおりだと思います。先ほど来原田先生からの御指摘も、私も地方財政全体の立場からいろいろ伺ってまいっておたわけでございます。いまも鈴木先生から御指摘がございましたように、また、先ほど来の質疑応答の中にもございまして、私ども長年国会に出まされて以来、ずっと災害の問題に取り組んでまいっておりますが、どうも大火がある、いやたいへんだ、やれ消防力が足りない、何が足りない、こう言うのでございましてけれども、何といひますか、災害が遠のいたということになると、あと回しになる。過密過疎対策でも、一般的な過密過疎という中で、学校の問題なんかは先ほど御指摘がございましたように、現実には児童がふえる、足りないからすぐ何とかしなければいけません、こういうことでございまして、地方自治体自身が消防について、うっかりすると置き去りにしていく。ほかの火がついている問題を先にするという傾向がなきにしもあらず、かように思っています。また、私どもの本省の立場といたしまして、どうも、えてしてそういうふうになりがちである、これは日本の全体の姿勢、防災体制というものの強化という点について、私はいろんな基本的な点で欠けておる点が多いのじゃないかというところをかねがね感じておるわけでございまして、そういう点から、いまの御指摘、全くそのとおりでございまして、交付税の一つ一つの項目で考えるということについても、先ほど来お話をございまして、これも考えていかなくちゃいかぬし、また、全体といたしまして、これは単に交付税の過密対策、過疎対策、いわば傾斜配分、こういうふうな程度の問題でない、税制も含めて考えなければいけません。そういう際に、やはり防災という問題、消防というものを強く考えなければならぬと思っておりますので、御趣旨のように私どものほうからも、省議のときにも十分申しまして、

財政、税制全体を通じて、消防というよりな点について、いつでも目をはなさないで積極的にやってまいりたいようにやらせていただきたい、かように存じておる次第でございまして。

○政府委員(佐久間重君) 先ほど原田先生から御質問がございました点、調べがつかまりましたので申し上げます。

現在高でございまして、損保償は四十三年の三月三十一日現在で七十五億余でございます。それから市有物件償でございまして、これが約三十五億でございます。若干その他のものがございまして、大体百二十億前後だろうと思っております。

それから都道府県の消防費につきまして、消防白書の文言を御引用になられました部分でございまして、このところは、都道府県が市町村の消防施設に對しまして補助金を出しているところが相当あるわけでございまして、これは国の補助金に對しまして、さらに実情に應じて都道府県がその不足を補てんするということはけっこうなことであると思っております。地方交付税の中で標準団体にございましては、百万円を計上してあるわけでございまして、私どもとしては、これを都道府県において十分ひとつ活用してほしい、こういう指導をいたしておるわけでございまして、実情はまだ全国で十県程度はそれをやっていないところもあるようでございまして。しかし、だんだんとこの点はふえてまいっておりますので、最近の調べはございまして、おそろく十県程度よりさらに未実施のところは少なくおるんじゃないかと思っておりますが、その点につきまして、私どもとしても一そう努力をする、こういう意味でございまして。

○原田立君 いまの問題は大体わかりましたけれども、長官、先ほど朝日の「天声人語」のところを引用してちょっとお話ししたんですけれども、この中の一番おもしろいところに、五月の初めのゴールデンウィークにはまた悲劇が起こるかもしれないというような指摘が実は載っておるわけですから、この五月上旬のゴールデンウ

ィークに對して何か消防庁としていろいろな御指示等はなさるんですか。

○政府委員(佐久間重君) この点につきましては、四月十日付で私どものほうからは都道府県知事あてに、ビル火災における避難対策について通達を出しております。この通達の趣旨は、先般三月上旬に相次いでビル火災がありまして、相当な死傷者を出したわけでございまして、その状況をも考へまして、五月の行楽シーズンの前に、この際、特に観光地における旅館、ホテル等の施設における避難対策、あるいは防火管理体制というものが、こういうような趣旨で通達を出したわけであらう、その内容は特に観光地における旅館、ホテル等につきまして、一応五月中旬を目途に予防火警を一齐に実施してほしい、その予防火警の対象は、避難経路が確保されておいて、非常口が使用できる状態になっているかどうか、あるいはまた、避難階段における防火区画の設置が完全であるかどうか、あるいは誘導灯、誘導標識とか非常警報設備であるとか、防火戸、防火シャッターが有効に作動するようにしているかどうか、そういうような避難を中心にした事項が法令どおり確実に実行されているかどうかという点の点検をやつてほしいということが一点でございまして。

それから第二点は、防火管理者の指導でございますが、最近のビル火災を見ますと、先般の湯河原のホテルなどは、防火管理者を置いてなかった、あるいはまた、油袋のブロンズの火災など見ますと、防火管理者に欠員ができて、あと選任がまだできていなかったというふうな事例が相当あるわけでございまして、この際、防火管理者を確実に選任をして、そして防火管理者について、最近のビル火災の事例と、その問題点を中心といたしまして、講習会をひとつやるようにしてほしい、そして避難計画をさらに再検討して必要な訓練をやつてほしいことをやつてほしいという内容のものでございまして。

○鈴木壽君 長官、いま消防白書の話にちょっと触れておたのですが、消防白書にね、これから新しいやつが出ると思いますが、消防力のところで、いろいろありますね、そして全国的にポンプが幾らあるとか、いろいろなこと、人員の問題から、いろいろありますが、ひとつ本文でなくとも、資料みたいな、付録みたいなものでもいいのだが、指定した団体の消防力の基準に照らして一体現況がどうだ、いまの時点ではどうなっているのだというもので、少くとも私はいいと思ふのですが、少なくとも、指定された都市の消防力の現況を、機材なり人員なり、いろいろな体制の面で消防力の基準というものがあつてそれを示しているのだから、それで一体現況はどうなんだというふうなものでもあれば、これはうんと私に思ふのですが、場合によつては、あつては迷惑だということもあるかもしれないけれども、そういうものが消防力の増強とか何とか、あるいは基準を示してやつておられますけれども、一体どうなっているのかということもわからぬし、全国的な数字ではありますけれども、具体的に個々の団体においてどうなつておるのかということもわかりませんし、いま言つたようなことを、どうでしよ、考えていられますか。

○政府委員(佐久間重君) まことに適切な御意見でございまして、次年度のものをつくります際には、ひとつ十分御意見取り入れるように検討してみたいと思ひます。

○委員長(津島文治君) 本案に對する本日の審査はこの程度にいたします。

○委員長(津島文治君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

そのいうことで、何とか、この五月の観光シーズンにおきましては、不幸な事例が起こることを防止するように、私どもとしても十分ひとつ指導してまいりたいと、かように思つておるわけでございまして。

○鈴木壽君 長官、いま消防白書の話にちょっと触れておたのですが、消防白書にね、これから新しいやつが出ると思いますが、消防力のところで、いろいろありますね、そして全国的にポンプが幾らあるとか、いろいろなこと、人員の問題から、いろいろありますが、ひとつ本文でなくとも、資料みたいな、付録みたいなものでもいいのだが、指定した団体の消防力の基準に照らして一体現況がどうだ、いまの時点ではどうなっているのだというもので、少くとも私はいいと思ふのですが、少なくとも、指定された都市の消防力の現況を、機材なり人員なり、いろいろな体制の面で消防力の基準というものがあつてそれを示しているのだから、それで一体現況はどうなんだというふうなものでもあれば、これはうんと私に思ふのですが、場合によつては、あつては迷惑だということもあるかもしれないけれども、そういうものが消防力の増強とか何とか、あるいは基準を示してやつておられますけれども、一体どうなっているのかということもわからぬし、全国的な数字ではありますけれども、具体的に個々の団体においてどうなつておるのかということもわかりませんし、いま言つたようなことを、どうでしよ、考えていられますか。

○政府委員(佐久間重君) まことに適切な御意見でございまして、次年度のものをつくります際には、ひとつ十分御意見取り入れるように検討してみたいと思ひます。

○委員長(津島文治君) 本案に對する本日の審査はこの程度にいたします。

○委員長(津島文治君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

九

九

の審査のため、四月二十三日参考人の出席を求め
ることとし、その人選につきましては、委員長及
び理事に御一任願いたいと存じますが、さよう決
することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（津島文治君） 御異議ないと認め、さ
う決します。

次回は四月二十三日午前十時三十分開会の予定
でございます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

第六号中正誤

ページ 段 行		誤	正
三	三	徴収税の徴収	徴収
二	三	次管	次官
三	二	改令	政令
一	三	保健	保険
一	九	終わり	